

## 兵庫県実務者研修実施支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する養成施設における知識及び技能の習得（以下「実務者研修」という。）を但馬、丹波、淡路地域で開催する経費の一部を助成することにより、但馬、丹波、淡路地域在住者の介護福祉士資格取得の機会を増やし、もって介護人材の確保を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年12月15日政令第402号）第3条により指定を受けた養成施設とする。

### (実務者研修の開催要件)

第3条 当該事業の対象となる実務者研修は、1回あたりの受講人数を5人以上とすること。

2 実務者研修を通信課程により実施する場合は、面接授業及び医療的ケア（演習）を実施する場所が但馬、丹波、淡路地域とすること。

### (開催地の定義)

第4条 前条に規定する但馬、丹波、淡路地域とは、それぞれ次の市町の区域内をいう。

- ①但馬地域とは、豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町をいう。
- ②丹波地域とは、丹波篠山市、丹波市をいう。
- ③淡路地域とは、洲本市、南あわじ市、淡路市をいう。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、実務者研修の面接授業及び医療的ケア（演習）実施にかかる経費を対象とし、実務者研修1講座あたり420,000円を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

3 第1項の経費には、備品購入費、食材料費は含まない。

### (県の補助)

第6条 県は、別に定めるところにより経費の一部を補助するものとする。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。